

告 示

埼玉県告示第千二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画公園

五・五・十一号 さいたまセントラルパーク

三 事業施行期間

令和三年十一月二十六日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区天沼町二丁目地内

ロ 使用の部分

なし